

学校給食における事故について

1 事故の概要

- 令和2年10月12日から22日にかけ、中野区立小学校において105名の児童等が発熱、腹痛、下痢などを発症した。症状は、比較的軽症であり、入院患者・重症患者はない。
- 22日、学校に保護者から検便からカンピロバクターが検出されたという報告があった。教育委員会は、中野区保健所から中野区内の医師より「同じ区内小学校に通う複数の児童が食中毒の症状を呈して受診した。複数の児童の検便からカンピロバクターが検出された」との通報を受けた。
保健所は、当該小学校に対し施設調査及び拡大防止の指導を行った。
- 23日、全児童、教職員、調理従事者への調査票を配布し、翌日から有症者の検便を実施した。
- 26日、調査票から多数の発症者が確認でき、検便からカンピロバクターが検出された。さらに、大半の患者は発熱・下痢・腹痛を主とする症状であり、発症時間に一峰性が見られたこと、発症者の共通食は給食のみであったことから、保健所は、学校が提供した給食を原因とする食中毒と断定した。
- 区は、10月29日から11月4日まで7日間の食事の供給停止の行政処分を行った。

2 食品衛生法違反の内容（根拠法令等）

食品衛生法第6条違反による食中毒の原因となった食事の提供

3 不利益処分等の内容

食事の供給停止7日間（食品衛生法第55条）

4 保護者への説明

10月22日及び10月26日に、学校から保護者へ通知を出すとともに、子どもたちの状況について学級担任から保護者へ電話にて、児童の健康状態等について聞き取りを継続して行っている。

また、11月4日に保護者説明会を実施した。

主な内容は以下のとおり。

- (1) 食中毒として探知・断定されるまでの経緯
- (2) 学校及び教育委員会の対応について
- (3) 今後の対応について
- (4) 質疑応答

5 給食再開に向けた対応について

(1) 再開日 令和2年1月5日

(2) 児童への対応

各担任から給食が安全である旨説明をするとともに、不安のある児童には、担任又は養護教諭が丁寧に話を聞く。その後、必要に応じてスクールカウンセラーや心の教室相談員が対応する。

(3) 給食調理への対応

給食を提供しなかった期間を活用して、保健所が食材の搬入から調理工程、配膳、消毒の手順などを確認するとともに、調理従事者への指導・研修を行った。

給食のメニューについては、保健所が指導内容等に基づき点検し、栄養士はその点検内容を踏まえ、メニューの見直しを行った。

(4) 再発防止に向けて

①学校、保護者、教育委員会、保健所が連携し、今回の原因・対応について検証し、課題となるところは早急に改善した。

②教育委員会は、全校における食中毒の防止、早期発見、再発防止策等の再点検を開始した。

③学校及び教育委員会は児童・生徒の健康状態等の情報を集約し、保健所と連携して早期の対応ができるようにするために、情報共有を徹底していく。

④保護者に、万が一原因がわからず、急に体調不良となった場合は、できるだけ具体的に症状を学校へ報告することと、医師の診察を受けた場合は、その際医師から言われた内容についても報告していただくことを依頼する。